

平成28年2月29日付け津市監査委員告示第1号公表分

健康福祉部

福祉政策課

監査の結果	津市西部市民センター及び津市北部市民センターにおいて、指定管理者である津市社会福祉事業団に、設立時における協議により、施設の備品の多くが譲渡され現在に至っているが、今後指定管理者の変更等も考えられることから、津市社会福祉事業団と調整の上、当該施設の運営に支障が生じないように見直しされたい。
措置の内容	本市が津市社会福祉事業団に無償譲渡した備品については、事業団との協議の結果、事業団が本市へ寄付することとなり、平成28年3月25日付けで寄付申出を受け、これを受け入れた。